

福宗環境センターリサイクルプラザアルミ缶圧縮成型品売却（単価契約）

- 2) 搬出車両は製品の性状に応じて適正な車両を使用し、飛散、落下防止等の処置を講ずること

- 3) 必ず工場職員（委託職員）立会いのもと指示に従い、搬出すること。
- 4) 搬出については、製品ごと（車両ごと）にリサイクルプラザで計量を行い、計量伝票を取ること。

10. 補償事項

- 1) 本工場内で作業中及び輸送中に施設を損傷させた場合は、搬出者の負担と責任において直ちに復旧・修復を行うこと
- 2) 圧縮成型品用のパレットは、市の方で用意しますので、必ず返却すること。なお、紛失した場合は、その数を補償すること

11. その他

- 1) 搬出作業にあたっては、他の収集車や搬出車等の業務に支障がないようにすると共に荷物の落下や事故等がないよう十分に注意すること。
また、他の車両等との事故については、当事者間で解決すること
- 2) 不正を行なった場合、指定の日時に搬出できずリサイクルプラザの操業に著しく悪影響を与えた場合、指示した事項について改善される見込みがないと判断される場合は、本契約を解除できるものとする
- 3) 搬出数量が本仕様書の予定数量に達しない場合若しくは超過した場合においても、契約期間の満了をもって打ち切りとする
- 4) 支払いは、搬出数量を月締めで集計し、月ごとに処理する（翌月払い）
- 5) 履行期間中に市場価格の変動等を理由とする単価、期間の変更契約は原則として行わないものとする。また、契約不能届けの提出があったものは指名停止を行うものとする。
- 6) 本仕様書について疑義が生じた場合には、協議の上解決するものとする